

大正中学校いじめ防止基本方針

2021年9月

はじめに

御所市立大正中学校は、いじめを「許すことのできない重大な人権侵害」と捉え、いじめや差別を「許さない・見逃さない」学校づくりに向け、「いじめ防止対策推進法」に則り、「奈良県いじめ防止基本方針」及び「御所市いじめ防止基本方針」に沿って、この「大正中学校いじめ防止基本方針」を策定し、取組を推進します。

第1 いじめ対策に係る基本的な考え方

1 いじめの定義～「いじめ防止対策推進法」より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条に規定する「いじめ」の定義

- ① 行為者も客体も児童生徒であること
- ② 行為者と客体の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をすること
- ④ 当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じることに努めます。

2 いじめの防止に向けて

全ての生徒をいじめられる側にもいじめる側にも、さらには傍観者にもすることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを「許さない・見逃さない」学校を目指すため、以下のことに取り組みます。

- (1) いのちの尊さや他者との関わり、人間としての生き方を学ぶ教育を推進します。
- (2) いじめをしない生徒の育成に努めつつ、生徒理解に重点を置き、学校と地域や家庭、関係機関等と連携した指導体制を構築します。
- (3) 地域との協働を通して、いじめの問題の本質にある人権意識の課題やその重要性についての認識を広め、教育力を高めることに努めます。
- (4) 学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進し、全ての生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう努めます。

3 いじめの早期発見

いじめは、未然防止に努めていても発生する危険性がある。このことを念頭において、その対応は、何よりも早期発見が肝要である。生徒間のトラブルやけんか、ふざけあいと見えるもののなかにも、いじめがある場合がある。また、いじめる側といじめられる側が入れ替わることもあるという認識をもち、以下のことに取り組みます。

- (1) 教職員や生徒、保護者、地域住民等、で連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めます。
- (2) 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの発見に努めます。
- (3) 日頃から生徒理解に努めます。起こった事象が「いじめ」に当たるか否かを、表面的・形式的に判断することなく、日頃の生徒理解を考慮しつつ、その背景を慎重に調査します。それらのことを総合的に鑑みて、生徒の感じる被害意識に配慮し、いじめを受けた生徒の立場に立って判断します。
- (4) いじめを受けた生徒が、相談しにくい状況にあること、そして一方では気付いてほしいという思いがあることを十分に理解し、日頃から生徒の表情や様子をきめ細かく観察することに努めます。
- (5) いじめアンケートや二者面談等を適宜行います。

4 いじめへの対応について

いじめの訴えがあった場合やその疑いが見られた場合、以下のとおり対応します。

- (1) いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、十分なケアを行います。いじめを行ったとされる生徒や、その周りの生徒に対して事実確認を行います。事実を確認した上で慎重かつ適切に組織的に指導を進めます。
- (2) 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携を行います。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものが含まれます。これら重大事態への対応については、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、速やかに教育委員会や関係機関に相談・通報の上、連携して対応し、解決に当たります。
- (3) いじめを行った生徒に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめを行う背景等を究明し、今後の成長につながるような指導に努めます。指導に当たっては、関係する生徒に対して、慎重かつ丁寧に対応し、生徒及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮します。

5 いじめの解消について

いじめの解消については慎重に判断するとともに、解消されたと判断した場合においても継続した取組を進めます。

- (1) いじめに係る行為が止んで相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。
- (2) 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるとともに、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、もしあった場合は、引き続き慎重にケアを続けます。

6 地域・関係機関との連携について

(1) 地域や家庭との連携

生徒の健やかな成長とよりよい学びのためには、開かれた学校となるよう、平素から学校が積極的に地域や家庭と連携していくことが何より大切であり、PTAや地域の関係団体が、いじめ問題を含めた生徒の現状について共通理解し、家庭や学校と連携し協働で取り組むことが不可欠です。

保護者は子どもの教育について第一義的責任を有しますが、家庭において社会的な規範意識等を養うためには、日々共に学校生活を送る生徒たちや地域との連携が重要です。子どもが出すSOSを地域の大人が受け止めることで、いじめや虐待の防止につながる例も少なからずあることから、いじめの防止等に向けて、学校が地域や家庭と一体となり、地域社会全体で生徒を見守り育てる体制づくりを進めます。

(2) 関係機関等との連携

いじめの問題への対応において、学校の取組により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関等との適切な連携が必要となります。そのためにも、平素から関係機関の担当者との連携や連絡会議への参加等を通じて情報共有体制を構築します。

第2 いじめ防止対策の取組

1 「いじめ防止基本方針」の策定

御所市立大正中学校は、いじめや差別を許さない・見逃さない学校づくりに向け、「いじめ防止対策推進法」に則り、「奈良県いじめ防止基本方針」に沿って、学校としてのいじめ防止等のための方向性や取組について、「いじめ防止基本方針」を策定します。

策定した「いじめ防止基本方針」については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域の方々がその内容を容易に確認できるような措置を講じます。また、入学時や各年度の開始時には、その内容を必ず生徒、保護者、関係機関等に説明します。

2 いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止、早期発見・早期対応に向け、いじめ防止対策委員会を設けます。

(1) いじめ防止対策委員会の構成

校長、教頭、教務部チーフ、生活指導部チーフ、人権・同和教育部チーフ、養護教員、各学年係

※状況によっては、学級担任、部活動顧問、特別支援教育コーディネーター、ＳＣの他、外部専門家等がオブザーバーとして入ることもあります。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- ① いじめの防止に関する指導計画の作成
- ② いじめの防止に関する指導についての研修の開催
- ③ いじめの防止に関する取組についての情報発信
- ④ いじめの疑いや配慮を要する生徒についての情報の収集、共有及び記録
- ⑤ いじめの疑いが発生した場合の迅速な対応（聞き取り、安全確保、支援・対応方針の決定、保護者等との連携など）
- ⑥ 「いじめ防止基本方針」や対策が実情に即して機能しているかの点検及び見直し

3 具体的な取組

(1) 研修の充実による教職員の資質及び指導力向上の取組

(2) 未然防止の取組

- ① 校内指導体制の確立
- ② ＳＣ等の活用
- ③ 授業改善の取組、個に応じた学習支援の推進
(サタディスタディ、With Us、促進授業、抽出授業など)
- ④ 生徒の人権意識の高揚と豊かな心の育成（世の中科など）
- ⑤ 生徒の道徳性と自尊感情を高める取組の充実（生き方科など）
- ⑥ 「いのちの教育」の推進
- ⑦ 情報教育の充実
- ⑧ 集団づくり（第一声、集中HR、龍神合宿など）
- ⑧ 保護者・地域・関係機関との連携（学び力育成委員会）

(3) 早期発見の取組

- ① アンケート調査や個人面談などによる情報収集
- ② 学校生活中での表情や言動に注意。特に朝の立哨時や朝の会、下校時の様子
- ③ 家庭との連携（家庭訪問、三者懇談など）
- ④ 教育相談体制の充実（ＳＣ等との連携）
- ⑤ 教職員間の連携
- ⑥ 外部専門家との連携（子ども家庭相談センター等との連携）

(4) いじめへの対応及び再発の防止の取組

- ① 正確な情報の把握と教職員間の共通理解（いじめアンケート・二者面談など）
- ② 指導方針の決定と教職員の役割分担
- ③ 記録とその活用
- ④ 事象に関する速やかな家庭及び市教育委員会等への報告

4 年間計画(内容によっては適宜行う)

| | 会議・研修 | 未然防止 | 早期発見 |
|-----|-------------------------|--------------|------------------|
| 4月 | いじめ防止対策委員会 大正中教育研究集会 | 教師第一声・生徒第一声 | 家庭訪問(定例) |
| 5月 | 学び力育成委員会 | | |
| 6月 | みんなの授業研究会 | | いじめアンケート |
| 7月 | みんなの授業研究会 | 集中HR 龍神合宿 | 三者懇談 |
| 8月 | いじめ防止対策委員会 | | |
| 9月 | | | |
| 10月 | みんなの授業研究会 | 大中祭 | |
| 11月 | みんなの授業研究会 | | |
| 12月 | いじめ防止対策委員会 市人教提出レポ研 | 生徒会啓発活動 | いじめアンケート 三者懇談 |
| 1月 | 市人教研究大会 みんなの授業研究会 | | |
| 2月 | みんなの授業研究会 | | |
| 3月 | いじめ防止対策委員会 | | |

※毎月11日は「人権を確かめあう日」

※サタディスタディ、With Us、Wayプロジェクトは随時開催。

※家庭訪問は定例以外にも随時実施。二者面談は適宜実施。

※世の中科、生き方科は学年の実態・計画に沿って実施。

※学び力育成委員会はみんなの授業研究会に合わせて開催。

※教職員による報告の徹底と情報共有。

※各種相談窓口の周知。

いじめ防止強化月間(12月)の取組

◇いじめ防止対策委員会の開催

(「いじめ防止基本方針」の見直し、対応等の点検)

◇市人教提出レポート研修会の実施

(集団づくり等の取組についての点検・総括)

◇生徒会による啓発活動の実施

(「いじめのない学校づくり」に向けた主体的なキャンペーン活動)

◇いじめアンケート(追跡調査)の実施

(早期発見・早期対応・再発防止につなげる)

◇三者懇談の実施

(情報収集から早期発見・早期対応につなげる)